

(仮 訳)

THE COMMITTEE OF EUROPEAN SECURITIES REGULATORS

執行決定に関する EECS*のデータベースからの抜粋 ()

(2009年8月公表)

*(European Enforcers Co-ordination Sessions の略)

目 次

EECS/0809-01	売却可能持分金融商品の減損.....	3
EECS/0809-02	売却可能金融資産の減損に係る会計方針.....	5
EECS/0809-03	売却可能金融資産の減損.....	6
EECS/0809-04	キャッシュ・フロー計算書.....	8
EECS/0809-05	少数株主持分に係る売建プットの分類と評価.....	9
EECS/0809-06	経営幹部に対する報酬及び経営幹部との関連当事者間取引の開示.....	11
EECS/0809-07	偶発負債.....	12
EECS/0809-08	資本金に関連する開示.....	14

(注) 本抜粋で参照されている IFRS は、財務諸表作成時に適用された IFRS に基づいており、翻訳時点(2009年)では、すでにそれらの基準の多くが改訂されている。本文書を参照する際には、現在適用されている IFRS とは内容が異なっている場合があることに留意が必要である。

番号：EECS/0809-01 売却可能持分金融商品の減損

事業年度末日：2007年12月31日

論点の分野：売却可能持分金融商品の減損

関連する基準書：IAS 第39号

執行決定日：2008年11月13日

発行者の会計処理についての記述

発行者は大規模な生命保険及び年金グループであり、デリバティブを除き、金融資産の3%を持分金融商品に投資していた。2007年度の連結財務諸表において、持分金融商品の減損に関連し、45百万ユーロが損失として処理されていた。

発行者は会計方針の要約において、持分金融商品の公正価値の著しい又は長期間にわたる原価を下回る下落は減損の客観的な証拠と考えられ、減損損失が常に損益計算書に計上されたと述べた。

発行者はさらに、原価を下回った未実現損失の状態では特定の期間にわたって保有する持分金融商品、又は貸借対照表日において原価を著しく下回っている持分金融商品は、減損の可能性を評価されると注記で開示した。

この取扱いについて問われた際、発行者は、何が「著しい」、あるいは「長期間にわたる」と見なされるべきかどうかを決定するためのいかなる定量的な規準もIFRSが設けていないこと、及び企業に対してこれらの用語を定義することを求めていることを指摘した。市場のある、一定の割合未満簿価より下落している持分金融商品について減損テストを実施する際、規準値を上回る未実現損失があるかどうか、あるいは一定の期間にわたって未実現損失の状態にあるかどうかといったことが、減損の証拠としてさらに分析されると発行者は付け加えた。持分金融商品は、短期間で価額が回復するということを裏付ける文書が入手可能でない限り、公正価値まで減損処理される。

執行決定

執行者は、発行者の会計処理を受け入れなかった。執行者は、上記の状況において発行者が決定したように、持分金融商品の公正価値の著しい下落又は長期間にわたる下落はそれ自体で減損の客観的証拠となると考えた。そのような状況においては、それ以上の評価は必要なく、実際に許容もされない。

執行決定の根拠

IAS 第 39 号第 61 項は、持分金融商品に対する投資の減損の客観的な証拠と見なされる事例を提供しており、そこには持分金融商品に対する投資の公正価値の、著しい又は長期間にわたる、原価を下回る下落が含まれている。そのような状況においては、当該投資が減損しているかどうかを確認するために、それ以上評価する必要はない。

したがって、(IAS 第 39 号第 61 項に基づく経営者の判断による) 価値が著しく、又は長期にわたって下落している場合には、発行者は、短期間に公正価値が回復するということを裏付ける文書の有無にかかわらず、所有する持分金融商品を減損処理しなければならない。

番号：EECS/0809-02 売却可能金融資産の減損に係る会計方針

事業年度末日：2007年12月31日

論点の分野：売却可能金融資産の減損に係る会計方針

関連する基準書：IAS第39号

執行決定日：2009年4月13日

発行者の会計処理についての記述

銀行である発行者は、2007年度の財務諸表において、資産が減損しているという客観的な証拠があり、著しく、かつ長期間にわたる原価を下回る公正価値の下落がある場合に、売却可能資産に分類された持分金融商品が減損していると考えられると開示した。

売却可能カテゴリーの資産は、銀行の総資産の5%を占めていた。

この方針を適用し、発行者は、2008年6月期の中間財務諸表において減損損失をまったく認識しなかった。

執行決定

執行者は、発行者が適用した会計方針を受け入れず、持分金融商品に係る減損損失を決定し、認識するために適用された規準に同意しなかった。

執行決定の根拠

IAS第39号第61項は、第59項で述べられている事象の類型に加えて、持分金融商品に対する投資についての減損の客観的証拠には、発行者が事業を営んでいる技術的、市場的、経済的又は法律的な環境に生じた不利な影響を伴う重大な変化に関する情報で、当該持分金融商品に対する投資の取得原価が回収できないかもしれないことを示すものが含まれると定めている。また、当該パラグラフではさらに、持分金融商品に対する投資の公正価値の原価を下回る著しい又は長期間にわたる下落も、減損の客観的証拠となるとされている。

減損の客観的な証拠とされるためには、下落が著しい、又は長期間にわたっていればよい、という点で基準書は明確である。両方の規準が満たされなければならないとする規定はない。

IAS第39号は、「著しい」あるいは「長期間にわたる」というために充足すべき定量的な規準を示していない。しかしながら発行者は、IAS第1号第122項¹に準拠して、関連する会計方針に関する記述において、適用した規準について言及しなければならない。

¹ IASBが2007年9月に公表し、2008年12月に承認されたIAS第1号を参照。

番号：EECS/0809-03 売却可能金融資産の減損

事業年度末日：2008年12月31日

論点の分野：売却可能金融資産の減損

関連する基準書：IAS第39号

執行決定日：2009年4月1日

発行者の会計処理についての記述

銀行である発行者は、IAS第39号に従って売却可能金融資産に分類される持分金融商品の形をとる持分を有している。これらの株式はすべて、活発な市場に上場されている。

発行者は、売却可能金融資産に関する会計方針に係る記述の中で、「著しい又は長期間にわたる持分金融商品の公正価値の下落はさらなる分析の引き金となり、このさらなる分析を行った後、必要であれば減損損失が認識される」と説明している。この分析は、財務諸表の注記に記述されていない。

発行者はIAS第39号第59項に言及してその会計処理を説明した。このパラグラフでは、金融資産は当該資産の当初認識後に発生した一つ又は複数の事象（損失事象）の結果としての減損の客観的証拠があり、かつ、その損失事象が当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローに対して信頼性をもって見積れる影響を有している場合、そしてその場合にのみ減損すると述べられている。

したがって発行者は、著しい又は長期間にわたる持分金融商品の公正価値の下落がある場合には、第61項で言及されているように、下落が金融資産の見積将来キャッシュ・フローに影響を与えるかどうかについて決定するために、さらなる分析が行われなければならないと主張した。

発行者は、「著しい又は長期間にわたる、持分金融商品の公正価値の原価を下回る下落」という言い回しは、基準書の第67項及び第68項で示されている測定原則を考慮する際の明確な引き金であることを表しているということを議論していた、2004年3月付のIFRIC Updateにも言及した。「明確な引き金」ということは、さらなる分析が行われなければならないということを意味すると発行者は考えた。

執行決定

執行者は、公正価値の下落そのものが減損の客観的な証拠であることから、著しい、又は長期間にわたる持分金融商品の公正価値の下落がさらなる分析を促したとする発行者の会計方針を受け入れなかった。そのような状況においては、それ以上評価をする必要はな

く、実際に許容もされない。

執行決定の根拠

IAS 第 39 号の第 58 項では、企業は貸借対照表日ごとに、金融資産又は金融資産のグループが減損している客観的証拠があるかどうかを検討しなければならないと定められている。そのような証拠がある場合には、企業は減損損失の金額を算定するために、売却可能金融商品に対しては、IAS 第 39 号第 67 項を適用しなければならない。第 67 項によると、「売却可能金融資産の公正価値の下落がその他の包括利益に直接認識され、当該金融資産が減損しているという客観的証拠がある場合には、その他の包括利益に直接認識されていた累積損失は、当該金融資産の認識の中止を行っていかなくとも、資本の部から再分類修正をして、損益計算書に認識しなければならない」。

したがって、執行者によれば、「減損の客観的な証拠」の存在と、その他の包括利益に直接認識されていた累積損失を損益として認識することとの間には、直接的かつ明確なつながりがあるということになる。

IAS 第 39 号 BC 第 107 項を読むと、第 59 項が負債性商品の減損の評価に焦点を当てているのに対し、第 61 項は持分金融商品に焦点を当てていることが示されている。第 61 項では、第 59 項で列挙された事象の類型に加えて、持分金融商品については、経済的、技術的等の環境のその他の変化も、減損の客観的な証拠と考えられうると述べている。当該パラグラフではさらに、持分金融商品に対する投資の公正価値の原価を下回る著しい下落又は長期間にわたる下落も、減損の客観的証拠となるとされている。

執行者は、持分金融商品の減損の評価は、単に第 59 項のみに基づいてなされなければならないということに同意せず、第 61 項こそが関連する適切なパラグラフであると考えた。

執行者によると、第 61 項の目的は第 58 項に設けられた原則を適用するためのガイダンスを提供することにある。とりわけ第 61 項では、活発な市場に上場されている持分金融商品については、原価を下回るような市場価値の（著しい又は長期間にわたる）下落は、持分金融商品が減損しているということの究極的な兆候であるということが強調されている。

また執行者は、2004 年 3 月の IFRIC Update に含まれていた言い回しについての発行者の解釈にも同意しなかった。執行者によれば、「測定のための明確な引き金」は、さらなる分析を行うことなく、第 67 項及び第 68 項が適用されなければならないということの意味している。

番号：EECS/0809-04 キャッシュ・フロー計算書

事業年度末日：2006年12月31日

論点の分野：キャッシュ・フロー計算書

関連する基準書：IAS第7号

執行決定日：2008年6月2日

発行者の会計処理についての記述

発行者は、販売取引の非資金項目を、連結キャッシュ・フロー計算書において資金取引として表示した。子会社の売却に関連する資金取引は、以下の通りである。

- ✓ 発行者は子会社に対して貸付を行っていた。子会社を第三者に対して売却した結果、当該貸付金はもはや連結上は消去されず、貸借対照表上で記録された。非資金取引である貸付金の簿価の変動は、キャッシュ・フロー計算書において投資活動からのキャッシュ・アウトフローとして分類された。
- ✓ 子会社売却の対価として受け取ったキャッシュの総額は、投資活動からのキャッシュ・インフローとして表示され、売却された子会社の現金及び現金同等物と相殺して記録されなかった。さらに、売却のためのコストも考慮されてはいなかった。

執行決定

発行者は、もし資金取引の非資金項目がキャッシュ・フロー計算書において資金取引として報告されたとするならば、いくつもの項目について発行者がIAS第7号に従っていないということを確認した。

執行決定の根拠

IAS第7号に準拠しなかった結果として、営業活動から生じたキャッシュ・フローは大幅に過大表示され、投資活動から生じたキャッシュ・フローは大幅に過小表示された。

IAS第7号第16項及び第42項が求めているように、投資活動における現金及び現金同等物の支払額と純額で表示されていないため、投資活動からの現金受取額は正しく表示されていない。それに加えて、発行者はIAS第7号第40項dが求めているように、支配を喪失した子会社における現金又は現金等価物以外の資産及び負債の金額を総額で開示しなかった。

番号：EECS/0809-05 少数株主持分に係る売建ブットの分類と評価

事業年度末日：2007年12月31日

論点の分野：少数株主持分、プッタブルな金融商品

関連する基準書：IAS第32号、IAS第39号

執行決定日：2008年10月21日

発行者の会計処理についての記述

発行者は、今回問題となっている報告年度を含む、数年間にわたって、複数の会社を取得した。

発行者は、被取得企業の株式の過半数は取得するが、限定された期間内は少数株主持分残高を残し、当該期間経過後に少数株主持分相当部分も取得する戦略をとっている。この目的を達成するために発行者は、主として被取得企業が収益及び利益の成長率を達成できたかどうかの結果によって決定された金額で、残っている発行済株式を購入するという無条件の負債を引き受ける。

契約条項によれば、発行者はこれらの少数株主から購入した対価を現金で支払うか、あるいは自社の株式で支払うかを選択することができる。仮に発行者が自己の株式によって対価を支払うことを選択する場合には、支払われる株式数は、少数株主持分の購入時点において計算される。

発行者はその財務諸表において、少数株主持分を企業集団の資本の一部として分類し、決算書に対する注記において、無条件負債の存在を開示した。

執行決定

発行者は、IAS第32号第23項に従って、少数株主持分は貸借対照表において金融負債として分類されなければならないと確認した。なぜなら、株式の対価は現金あるいは変動数の発行者自身の持分金融商品で支払われるからである。

執行決定の根拠

IAS第32号第23項では、企業が自らの持分金融商品を現金又はその他の金融資産で購入する義務を含んだ契約は、その償還金額の現在価値で金融負債を生じさせる。これは、契約それ自体が持分金融商品である場合でも当てはまると定められている。

IAS第39号のもとで金融負債が当初認識される際、その公正価値（償還額の現在価値）

は資本から再分類される。その後、金融負債は IAS 第 39 号に従って測定される。

番号：EECS/0809-06 経営幹部に対する報酬及び経営幹部との関連当事者間取引の開示

事業年度末日：2007年12月31日

論点の分野：株式報酬

関連する基準書：IAS第24号

執行決定日：2009年1月6日

発行者の会計処理についての記述

発行者は経営幹部に対し、報酬パッケージの一部として株式を付与した。関連するコストは経営幹部に対する報酬合計の開示に含まれておらず、別に注記されていた。

発行者はその後、付与した株式の一部を経営幹部から買い戻したが、関連する株式数、あるいは買い戻した金額のいずれも開示はされていなかった。

株式の発行及び後日の株式の買い戻しのいずれも、経営幹部に対する報酬パッケージの総額に対して重要性がある。

執行決定

執行者は、発行者がIAS第24号第16項及び第17項(a)が求める情報を開示しなければならないと結論を下した。

執行決定の根拠

IAS第24号第16項(e)は、株式報酬を含む、識別された、いくつかの領域ごとに経営幹部に対する報酬の合計を開示することを求めている。株式報酬による報酬額は、たとえ他の場所で開示されていたとしても、開示された総報酬額には含まれておらず、報酬総額に対して重要性があった(20%)。

IAS第24号第17項はまた、関連当事者関係が財務諸表に与える潜在的な影響を把握するのに必要となる取引及び未決済残高にかかわる情報を開示することを求めている。開示には、取引額が含まれていなければならない。執行者は、買い戻された株式数及び購入された額の両方が、このパラグラフに従って開示されなければならないと結論を下した。

番号：EECS/0809-07 偶発負債
事業年度末日：2007年12月31日
論点の分野：偶発負債
関連する基準書：IAS第37号
執行決定日：2008年4月28日

発行者の会計処理についての記述

発行者は空港を建設、開発及び運営している。

2004年5月、ターミナルの搭乗エリアの屋根が崩壊し、4名が死亡、4名が負傷した。この事故の結果、ターミナルは一時休止に追い込まれ、発行者に対して訴訟が提起されることとなった。

2007年度の決算書が公表された時点では、事故の調査とターミナルの再建とが進行中であり、事故に関連するいかなる法的措置もまだ行われてはいなかった。そして事故の原因を決定し、関与した様々な当事者それぞれの責任について評価するために民事裁判所に提示される、専門家による報告書に主に関連した鑑定評価を専門家が継続して行っていた。当該報告書は、2008年夏に完成すると予想された。

事故から生ずる財務的な損害は、追加的なコスト及び建物が使用可能でないことに関連して生じる営業損失から構成されていた。現実の損害の性質及び程度には、それらが損害賠償に値するものかどうかや、すでになされた賠償支払いの詳細といったことも含まれるがまだ確定していなかった。発行者は、手続の現段階においては、財務諸表において事故の影響を記録するような規定はないと考えた。

犠牲者側の原告との間で補償契約が締結され、そこではすべての補償が発行者の保険契約によりカバーされることになっていた。保険会社もまた、これらの取引の当事者であった。それぞれの場合において、保険代理店から支払われる補償金によって、発行者及び保険会社はいかなる訴訟手続又は上訴からも免責されることになる。かりに、発行者の第三者に対する補償が最終的に未払いとなった場合でも、それは発行者が加入していた保険契約によってカバーされると予想される。

発行者は、引当金を認識する、あるいは偶発負債を開示する条件、とりわけIAS第37号第14項及び第28項が定めている条件は満たされていないと考えた。したがって発行者は2007年の決算書において、事故に関連して引当金を計上することもなければ、関連する偶発負債を開示することもしなかった。さらに発行者は、2007年の財務諸表の注記において、

基礎となっている状況の分析を開示しなかった。

執行決定

執行者は、IAS 第 37 号第 14 項に従って、負債を創設する条件は満たされていないということに同意した。しかし執行者は、IAS 第 37 号第 28 項が要求するように、偶発負債は開示されなければならないと結論を下した。

執行決定の根拠

IAS 第 37 号第 14 項は、企業が過去の事象の結果として現在の債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を持つ資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りができる場合に、引当金を計上することを求めている。

貸借対照表日において、発行者は現在の債務を負っていない。特に、当該事故に関連してはいかなる法的措置も行われていない。債務を決済するために資源が流出する可能性があるような状況にはまだなっていない。もしも発行者が第三者に対して賠償をしなければならなくなった場合には、保険契約が流出分をカバーすることが予想される。執行者は、引当金の計上は必要ないと考えた。

しかしながら執行者は、本事例に対しては IAS 第 37 号第 28 項が適用され、発行者は偶発負債を開示しなければならないと考えた。

それらが損害賠償に値するものかどうかや、賠償支払いの詳細ということを含む、現実の損害の性質及び程度がまだ確定していないという事実はすべて、本論点に付随する不確実性のレベルを示している。しかしながら執行者は、経済的便益が流出する可能性にかかる不確実性の程度は、僅少とは言えないと考えた。もしも本事例が経済的便益が流出する可能性が僅少なケースであったならば、IAS 第 37 号第 28 項に基づく開示は要求されなかったであろう。

番号：EECS/0809-08 資本金に関する開示

事業年度末日：2008年3月31日

論点の分野：金融商品及び資本金

関連する基準書：IAS 第 32 号

執行決定日：2008年11月30日

発行者の会計処理についての記述

クローズド・エンド型ファンドである発行者の資本は、発行者の利益分配には加わらない2名の応募者の株式（各1ユーロ）と、貸借対照表上は「参加型の株主資本」という構成要素として分類される、券面額のない50百万株を超える参加型の優先株から構成されていた。

発行者の財務諸表では、その参加型及び応募者の株式は、発行者の定款に従って、資本として分類されたと記述されていた。参加型の優先株は、発行者の存続期間である15年が満了した時点で償還される。

発行者は、これらの金融商品の法的な形態がそうであるということを基礎に、参加型の優先株は資本として表示されなければならないと主張した。

執行決定

執行者は、参加型の優先株は資本として表示されなければならないとする分析に同意しなかった。そうではなく、IAS 第 32 項に基づき、株式は発行者の金融負債であると執行者は考えた。

執行決定の根拠

IAS 第 32 号第 18 項は、「金融商品の法的形式ではなく実質が、企業の貸借対照表における分類を決定する」と述べている。同じように IAS 第 32 号第 15 項では、金融商品の発行者に対して、「当初認識時に、契約の実質並びに金融負債、金融資産及び持分金融商品の定義に従って、金融負債、金融資産又は持分金融商品に当該金融商品を分類する」ことを求めている。

執行者は、15年という発行者の限定された年限が満了すると強制的に償還可能となるため、株式は金融負債として表示されなければならないと結論を下した（IAS 第 32 号第 11 項）。